

広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会（東部建設事務所管内）規約 新旧対照表

改正（案）	現行
<p>第1条～第7条（略）</p> <p><u>（ダム洪水調節機能部会）</u></p> <p>第8条 西部建設事務所管内【西ブロック】における既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた取組にあたり必要となる治水協定等について協議を行うため、<u>ダム洪水調節機能部会</u>を置く。</p> <p>2 <u>ダム洪水調節機能部会</u>は、部会設置要綱に基づき、会議運営を行うものとする。</p> <p>第9条～第12条（略）</p> <p>附 則</p> <p>本規約は、平成29年2年8日から施行する。</p> <p>平成30年2月7日 一部改正</p> <p>令和元年6月13日 一部改正</p> <p>令和2年3月10日 一部改正</p> <p>令和2年6月25日 一部改正</p> <p>令和3年5月31日 一部改正</p> <p><u>令和4年〇月〇日 一部改正</u></p> <p>別表1～2（略）</p>	<p>第1条～第7条（略）</p> <p>（ダム部会）</p> <p>第8条 西部建設事務所管内【西ブロック】における既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた取組にあたり必要となる治水協定等について協議を行うため、ダム部会を置く。</p> <p>2 ダム部会は、部会設置要綱に基づき、会議運営を行うものとする。</p> <p>第9条～第12条（略）</p> <p>附 則</p> <p>本規約は、平成29年2年8日から施行する。</p> <p>平成30年2月7日 一部改正</p> <p>令和元年6月13日 一部改正</p> <p>令和2年3月10日 一部改正</p> <p>令和2年6月25日 一部改正</p> <p>令和3年5月31日 一部改正</p> <hr/> <p>別表1～2（略）</p>

別表 3

広島県土木建築局道路河川管理課長
広島県土木建築局河川課長
広島県東部建設事務所次長(技術)
広島県東部建設事務所三原支所次長(技術)
三原市危機管理監危機管理課長
三原市建設部土木整備課長
尾道市総務部総務課長
尾道市建設部維持修繕課長
福山市総務局総務部 危機管理防災課長
福山市建設局建設管理部建設政策課長
府中市危機管理監
府中市建設部土木課長
世羅町総務課長
神石高原町総務課長
中国地方整備局福山河川国道事務所副所長
広島地方気象台防災管理官

(オブザーバー)

広島県危機管理課
中国地方整備局河川部

別表 3

広島県土木建築局道路河川管理課長
広島県土木建築局河川課長
広島県東部建設事務所次長(技術)
広島県東部建設事務所三原支所次長(技術)
三原市危機管理監危機管理課長
三原市建設部土木整備課長
尾道市総務部総務課長
尾道市建設部維持修繕課長
福山市総務局総務部参与
福山市建設局建設管理部建設政策課長
府中市危機管理監
府中市建設部土木課長
世羅町総務課長
神石高原町総務課長
中国地方整備局福山河川国道事務所副所長
広島地方気象台防災管理官

(オブザーバー)

広島県危機管理課
中国地方整備局河川部